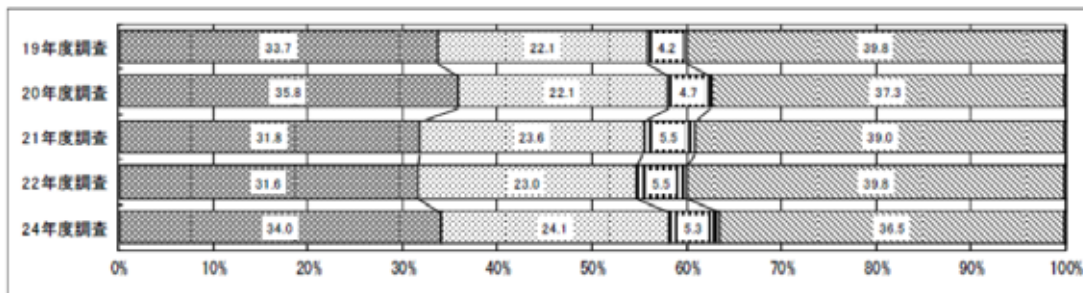


平成24年度 全国学力・学習状況調査結果概要

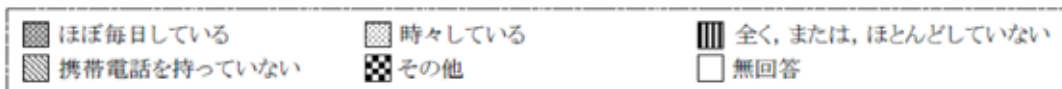
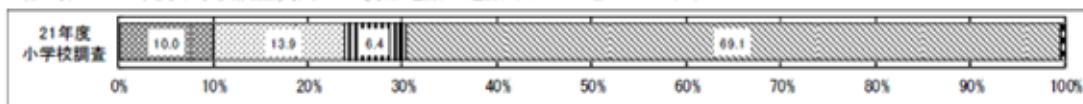
質問：携帯電話で通話やメールをしていますか。

【中学校】(第3学年)

携帯電話で通話やメールをほぼ毎日している生徒の割合は、22年度と比べやや高くなっており(31.6% 34.0%)、携帯電話を持っていない生徒の割合は、22年度と比べやや低くなっている(39.8% 36.5%)。



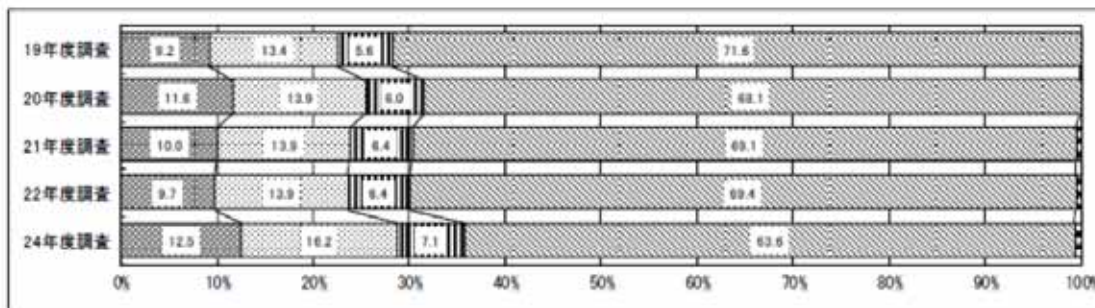
(参考) *21年度小学校調査質問15：携帯電話で通話やメールをしていますか



なお、参考として平成24年度の調査対象生徒が、小学校第6学年の時に悉皆調査で実施した平成21年度全国学力・学習状況調査【小学校】(第6学年)における、同内容の質問の調査結果を掲載している。

【小学校】(第6学年)

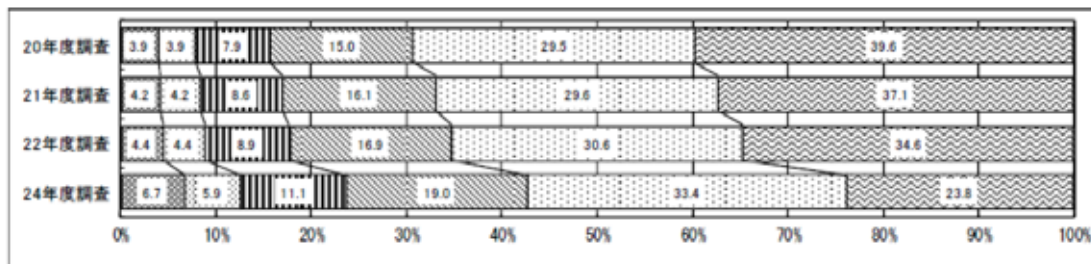
携帯電話で通話やメールをほぼ毎日している児童の割合は、22年度と比べやや高くなっており(9.7% 12.5%)、携帯電話を持っていない児童の割合は、22年度と比べ低くなっている(69.4% 63.6%)。



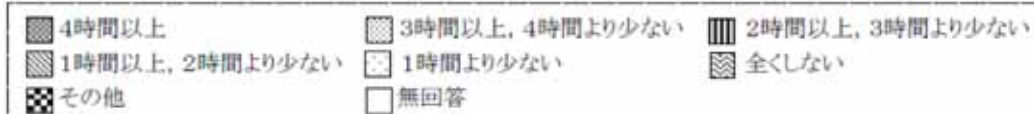
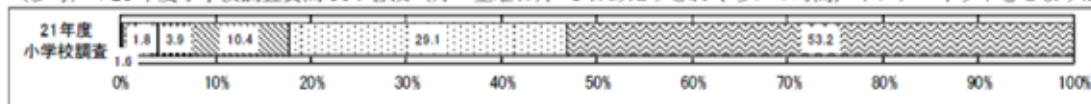
質問：普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、インターネット（携帯電話を使ってインターネットをする場合も含まます）をしますか。

【中学校】（第3学年）

普段（月～金曜日）、1日あたり1時間以上インターネットをする生徒の割合に、増加傾向が見られる（H22:34.6% H24:42.7%）。



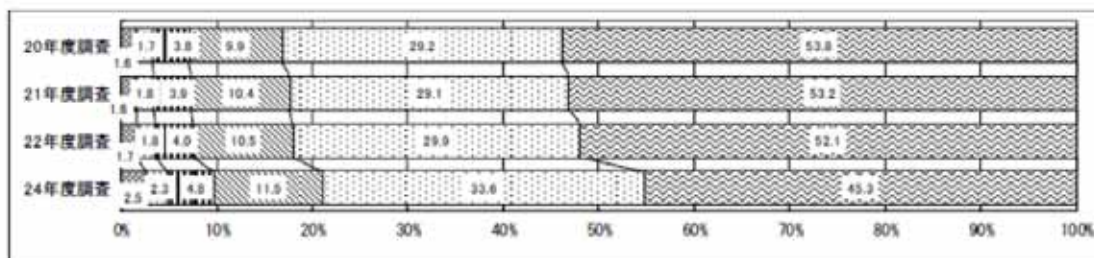
（参考）＊21年度小学校調査質問14：普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、インターネットをしますか



なお、参考として平成24年度の調査対象生徒が、小学校第6学年の時に悉皆調査で実施した平成21年度全国学力・学習状況調査【小学校】（第6学年）における、同内容の質問の調査結果を掲載している。

【小学校】（第6学年）

普段（月～金曜日）、1日あたり1時間以上インターネットをする児童の割合に、若干の増加傾向がうかがえる（H22:18.0% H24:21.1%）

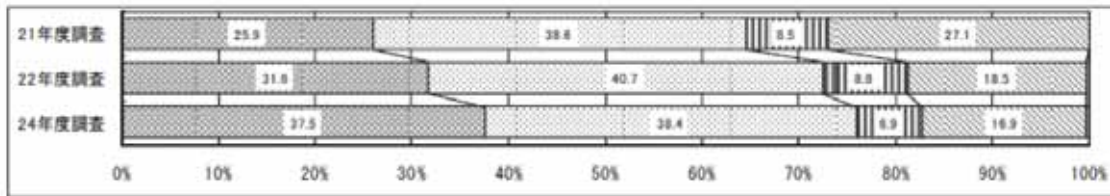


質問：携帯電話の使い方について、家の人と約束したことを守っていますか。

(母数：携帯電話を持っている生徒・児童)

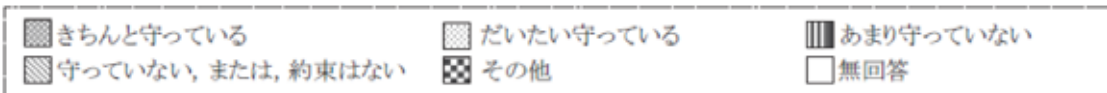
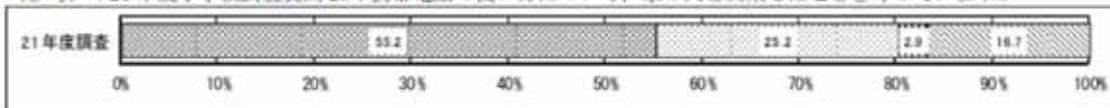
【中学校】(第3学年)

携帯電話を持っている生徒において、携帯電話の使い方について、家の人と約束したことを守っている生徒の割合に、増加傾向が見られる (H22：72.3% H24：75.9%)



※21年度調査において、「守っていない」又は「携帯電話は持っているが、約束はない」と回答した生徒については、「守っていない、または、約束はない」に分類して集計している。

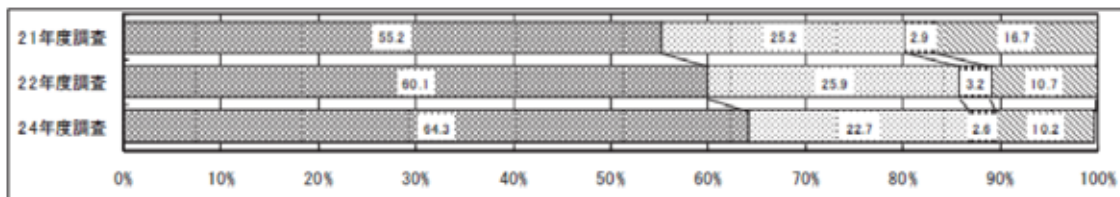
(参考) ※21年度小学校調査質問 25：携帯電話の使い方について、家の人と約束したことを守っていますか



なお、参考として平成 24 年度の調査対象生徒が、小学校第 6 学年の時に悉皆調査で実施した平成 21 年度全国学力・学習状況調査【小学校】(第 6 学年)における、同内容の質問の調査結果を掲載している。

【小学校】(第6学年)

携帯電話を持っている児童において、携帯電話の使い方について、家の人と約束したことを守っている児童の割合に、増加傾向が見られる (H22：86.0% H24：87.0%)



※21年度調査において、「守っていない」又は「携帯電話は持っているが、約束はない」と回答した児童については、「守っていない、または、約束はない」に分類して集計している。

(出典) 平成 24 年度全国学力・学習状況調査

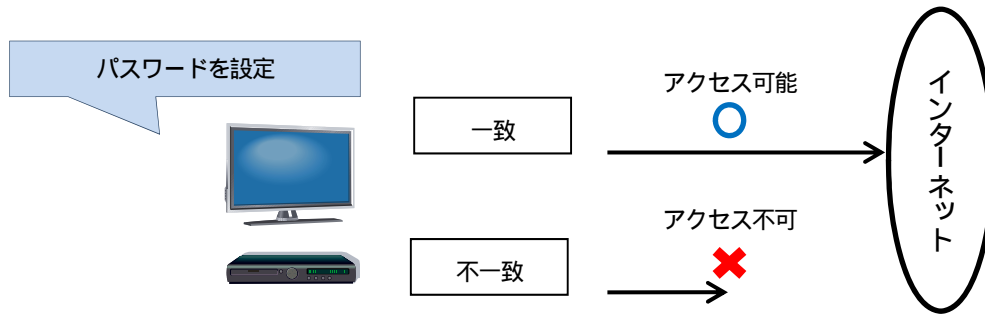
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/zenkoku/1324343.htm

コンシューマ機器におけるフィルタリング実装状況調査

1：機器におけるフィルタリング等の具体的措置

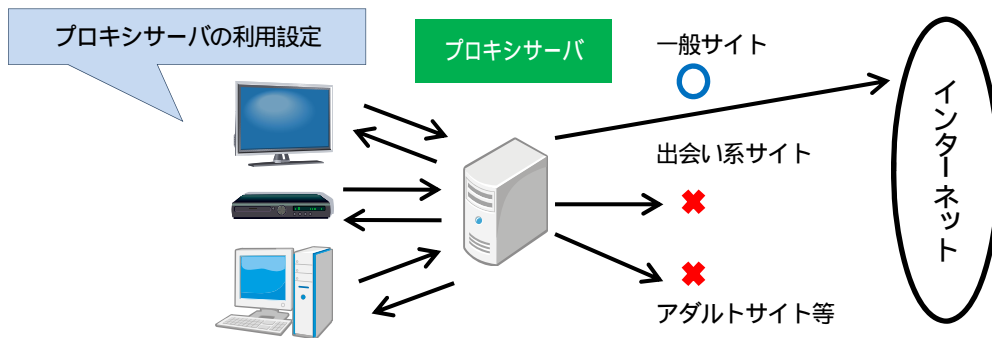
1 パスワードロック機能の利用

- 保護者が機能制限するためにパスワードを設定する。
- 使用時に、予め設定したパスワードを入力することでインターネットに接続が可能となる。



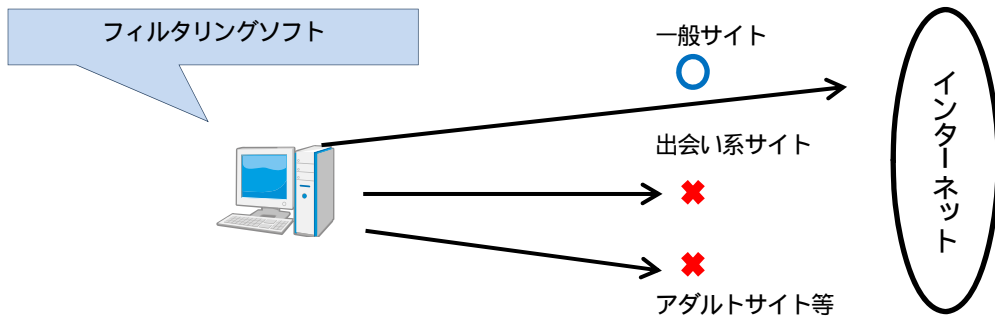
2 プロキシ設定機能を活用したフィルタリングの利用

- 機器側でプロキシサーバを使用する設定を行う。
- プロキシサーバがURLから判断しフィルタリングを行い、アクセスを制限。



3 フィルタリングソフトの利用

- フィルタリングソフトのインストールによって使用可能となる。
- フィルタリングソフトがURL情報を判断しアクセスを制限。



2：青少年インターネット環境整備法に基づく機器の対応状況の調査結果

機器メーカーに対して機器におけるフィルタリング等の措置の対応状況についてアンケートを行った結果を以下に示す。

対象機器

パーソナルコンピュータ、デジタルTV

調査時期と回答企業

平成22年11月(12社),平成23年11月(15社),平成24年5月(16社),11月(17社)

パーソナルコンピュータ

| 調査時期 | 対象機種 | パスワード ロック方式 のみ | プロキシサ ーバ方式の み | パスワー ド・プロキシ 併用 | フィルタリ ングソフト 組込 | その他 |
|--------|------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----|
| H22.11 | 209 | 0 | 0 | 0 | 209 | 0 |
| H23.11 | 240 | 0 | 0 | 0 | 240 | 0 |
| H24.5 | 235 | 0 | 0 | 0 | 235 | 0 |
| H24.11 | 167 | 0 | 1 | 0 | 166 | 0 |

デジタルTV

| 調査時期 | 対象機種 | パスワード ロック方式 のみ | プロキシサ ーバ方式の み | パスワー ド・プロキシ 併用 | フィルタリ ングソフト 組込 | その他 |
|--------|------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----|
| H22.11 | 180 | 95 | 13 | 72 | 0 | 0 |
| H23.11 | 224 | 80 | 3 | 141 | 0 | 0 |
| H24.5 | 200 | 42 | 5 | 153 | 0 | 0 |
| H24.11 | 169 | 24 | 0 | 145 | 0 | 0 |

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抄）

（平成二十年六月十八日法律第七十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

（基本理念）

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方

法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

（連携協力体制の整備）

第七条 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等

（インターネットの適切な利用に関する教育の推進等）

第十三条 国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発及び普及を促進するため、研究の支援、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及）

第十四条 国及び地方公共団体は、家庭において青少年によりインターネットが利用される場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットの適切な利用に関する広報啓発）

第十五条 前二条に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長に資するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のインターネットの適切な利用に関する事項について、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（関係者の努力義務）

第十六条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者その他の関係者は、その事業等の特性に応じ、インターネットを利用する際における青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供

しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

（インターネット接続役務提供事業者の義務）

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

（インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務）

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

「保護者に対する普及啓発支援」検討会議委員

(委員)五十音順

子どもねっと会議所代表 井 島 信 枝 委員

お茶の水女子大学教授 坂 元 章 委員

千葉大学教授 藤 川 大 祐 委員長

(オブザーバー)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)

内閣官房 IT 担当室内閣参事官

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

警察庁生活安全局少年課長

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

経済産業省商務情報政策局情報経済課長